

納入通知書の公示送達について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であるので次のとおり公示送達する。

なお、納入通知書は、保健医療部保険年金課に保管してあるので該当者の申出があれば、いつでも交付する。

令和8年6月12日

立川市長 酒 井 大 史

- 1 送達すべき書類 国民健康保険料納入通知書
- 2 書類送達した納入通知書の氏名、調定年度、賦課年度及び通知書番号
国民健康保険料納入通知書公示送達者名簿のとおり

